

## （付 2）令和 2 年さいたま市産業連関表の基本フレーム<sup>5</sup>

作成する令和 2 年さいたま市産業連関表の基本フレームは、基本的には国の令和 2 年産業連関表に準拠するものである。

### 1. 対象期間と地域的範囲

#### （1）対象期間

- ・産業連関表に記録する生産活動及び取引の対象期間は、令和 2 年 1 月から 12 月までの 1 年間（暦年）とする。

#### （2）地域的範囲

- ・さいたま市の行政区域を「地域内」とし、市内で行われた生産活動及び取引を対象とする。具体的には、「日本国の領土から領土内に所在する外国政府の公館、軍隊等を除いたものに、領土外に所在する日本国の公館等を加えたもの」を範囲とする。
- ・市外の地域は、埼玉県内であっても「地域外」となり、市外との取引が「移出」又は「移入」として記録される。

### 2. 記録の時点

#### （1）記録時点の考え方

- ・生産活動及び取引の記録は「発生主義（Accrual basis）」とする。発生主義とは、生産活動や取引が実際に行われた時点で記録することをいう。
- ・これに対する考え方として「現金主義（Cash basis）」がある。現金主義とは、所得の受取や支払が行われた時点で記録することをいう。
- ・生産活動や取引が行われた時点から実際に現金の受渡しが行われるまでには、通常タイムラグが生じる。このため、現金主義で記録した場合、取引基本表の二面等価（粗付加価値部門の合計と最終需要部門（輸入を控除）の合計が一致すること。）は成立しない。しかし、発生主義で記録すると、二面等価は常に維持される。

#### （2）我が国の産業連関表での扱い

- ・「発生主義」における具体的な記録の時点は、次ページの表でまとめたとおりである。

---

<sup>5</sup> 各項目の説明は、「令和 2 年（2020 年）産業連関表作成基本要綱」（産業連関部局長会議）、「平成 23 年地域産業連関表作成基本マニュアル」（総務省）からの抜粋等による。

## 我が国の産業連関表での扱い

<p>① 財・サービスの生産活動や取引</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・財は、産業連関表の作成対象年次中に生産されたものが対象になり、サービスは、同年次中に提供されたものが対象になる。</li></ul>
<p>② 中間生産物（例えば、原材料）の取引</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・中間生産物が需要部門（列部門）において現実に消費された時点（中間生産物を投入して生産が行われた時点）をもって取引の時点とし、その時点が産業連関表の作成対象年次中のものを中間投入額として計上する。</li></ul>
<p>③ 最終需要部門への産出</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・消費支出に関する部門（統合大分類にいう「家計外消費支出」、「民間消費支出」及び「一般政府消費支出」に該当する部門）への産出については、原則として、売買行為が成立した時点をもって記録の対象とする。</li><li>・「国内総固定資本形成」への産出については、資本財の引渡しが行われた時点をもって記録する。</li><li>・「在庫純増」への産出については、生産者又は流通業者が、取引の対象となった生産物の所有権を有することとなった時点をもって記録する。</li><li>・「輸出（普通貿易）」及び「輸入（普通貿易）」については、関税当局の通関許可が行われた時点を基準とする。</li></ul>
<p>④ 生産期間が1年を超える財（長期生産物）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・最終的な使用者が所有権を得たとみなされる時点まで「在庫純増」の国内生産額に計上する。長期生産物の完成品の国内生産額は、「（完成品の金額）－（前年までの半製品・仕掛品在庫純増の金額）」とする。</li><li>・自己勘定（自家用として使用される財の生産）による資本の生産については、基本的に、最終的な使用者が所有権を得ているため、仕掛品であっても、対象年次の1年間の進捗量を「国内総固定資本形成」として計上する。ただし、建設物の場合は、所有権の移転がなくても工事進捗量を「国内総固定資本形成」に計上する。</li><li>・動植物の育成成長についても自己勘定の考え方は同様であり、資本用役を提供するもの（乳用牛、競走馬、果樹、茶等）については、「国内総固定資本形成」に計上する。また、それ以外の育成成長分は、「半製品・仕掛品在庫純増」に計上する。</li></ul>
<p>⑤ 生産期間が1年を超えるサービス</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・サービスの提供の終了時点をもって生産額として計上されるため、在庫は存在しない。</li></ul>

### 3. 価格評価

#### (1) 金額による評価

- ・産業連関表は、1年間に行われた生産活動や取引の実態を記録したものであるが、これらの大きさを評価するにあたっては、数量による評価と、金額による評価の二通りの方法が考えられる。我が国では、全国表及び地域表ともに、「金額」を共通の尺度として、生産活動や取引の大きさを評価している。

#### (2) 生産者価格評価と購入者価格評価

- ・全国表では、「実際価格による生産者価格評価」と「実際価格による購入者価格評価」の二つの方法を採用しており、前者の表を「生産者価格評価表」、後者の表を「購入者価格評価表」として作成している。地域表では、投入係数や逆行列係数を作成する関係から、専ら「生産者価格評価表」が作成されている。

#### (3) 消費税の扱い

- ・消費税は、原則として、国内において行われる全ての取引段階において課税される多段階課税方式の間接税である。全国表では、消費税制度の導入以来、一貫して、税を含んだ流通段階での金額で表章する方式（税込み表）を採用しているため、地域表においても、同様に税込み表として作成されている。

### 4. 部門分類

#### (1) 部門分類の概念

- ・様々な経済活動を、取引基本表の形で表章するためには、経済活動を一定数の項目に分類する必要がある。これらの項目のことを「部門」という。

#### (2) 部門分類の原則

- ・取引基本表において、行部門は、1年間に生産された商品の用途や販路構成を表すことから、原則として「商品分類」により分類している。一方、列部門は、生産活動ごとの費用構成を表すものであり、原則として「生産活動単位」、いわゆるアクティビティ・ベースにより分類している。
- ・「生産活動単位」による分類とは、具体的には、投入係数によって表される投入構造の類似性に着目して行う分類である。したがって、生産活動単位による分類においては、
  - ① 同一の生産技術で生産された同一の商品は、どの産業で生産されたものであっても、同一の部門に格付ける。

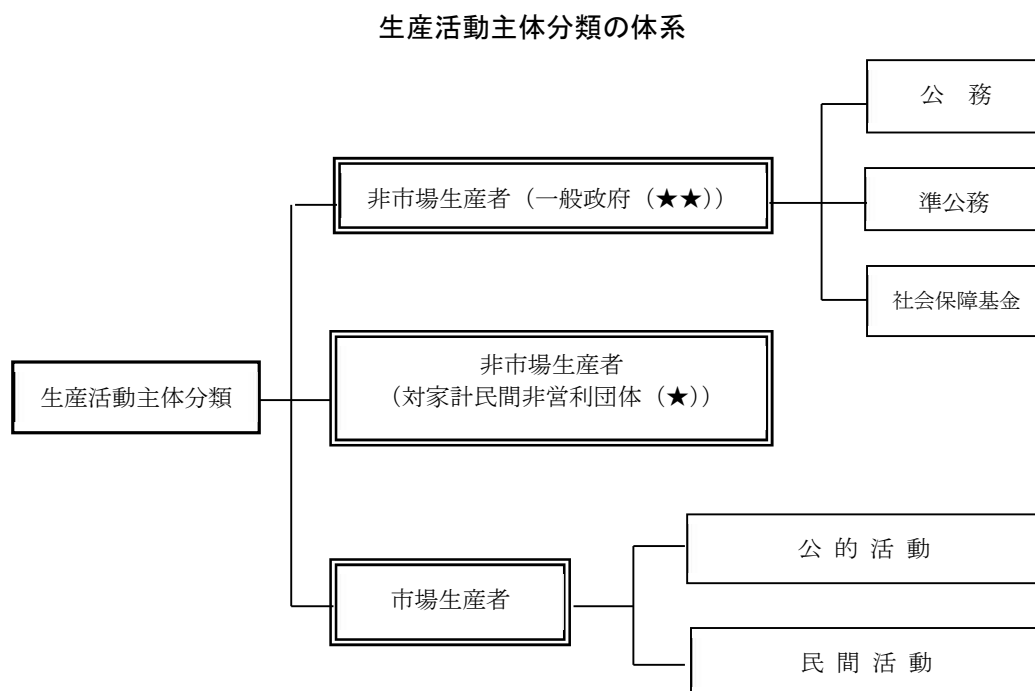
- ② 一方で、同一の商品であっても、生産技術が異なれば、別の部門に格付ける（例えば、火力発電と水力発電）。
- ③ 同一事業所内で複数の商品が生産されている場合、生産技術の相違によって複数の部門への割り振りがあり得る。

- ・部門分類は、全国表及び埼玉県表等との比較を考慮して、基本的に、国の産業連関表の定義に準じる。
- ・作成する産業連関表の部門分類数（内生部門）は、次のとおりである。

統合小分類	188	×	188	部門
統合中分類	108	×	108	部門
統合大分類	37	×	37	部門
ひな型	13	×	13	部門

### (3) 生産活動主体分類

- ・令和2年表で用いた生産活動主体分類の体系は、下図のとおり3つに大別される。
  - ① 非市場生産者（一般政府） ⇒ 基本分類の名称末尾に「★★」を付す。
  - ② 非市場生産者（対家計民間非営利団体） ⇒ 基本分類の名称末尾に「★」を付す。
  - ③ 市場生産者 ⇒ 無印



このうち、非市場生産者（一般政府）については、さらに「公務」、「準公務」及び「社会保障基金」の内訳区分を設けるとともに、市場生産者については、「公的活動」及び「民間活動」の内訳区分を設けている。

## 5. 取引基本表の基本構造

### (1) 価格評価と表形式

- ・産業連関表に記録する際の金額評価については、次のような二つの視点がある。我が国の場合、個々の取引の金額は「実際価格による生産者価格評価」としている。

① 「実際価格」によるか「統一価格」によるか

前者は、実際に取引がなされた価格で評価する方法であり、後者は、取引先や取引形態にかかわらず単一の価格を別途設定して評価する方法。

② 「生産者価格」によるか「購入者価格」によるか

前者は、生産者の出荷価格で評価する方法であり、後者は、取引の最終段階における価格で評価する方法。

- ・生産者価格評価表では、取引を生産者の「出荷価格」で記録するため、購入者が入手するまでに要した商業マージン及び国内貨物運賃については、購入側の列部門と〔行〕商業部門及び〔行〕運輸部門との交点に一括して計上する。

### (2) 移輸入の扱い

- ・さいたま市産業連関表の域外取引は、外国との輸出入のほかに、国内他地域との取引である移出入を計上する。
- ・取引基本表での移輸入の扱いは、「競争移輸入型表」方式とする。
- ・「競争移輸入型表」とは、同じ種類の財についてはさいたま市産品と国内他地域産品と輸入品との区別を行わず全く同じ扱いをし、原則として、投入・産出ともにさいたま市産品と国内他地域産品と輸入品とをまとめて計上する。これに対し、同じ種類の商品であっても、国産品と輸入品とを区別して扱う方式を「非競争輸入型」という。

### (3) 消費税の扱い

- ・消費税を取引基本表上、どのように扱うかについては、実際に動いた金額をそのまま評価する方法と、本来コストとして認識される金額に基づいて評価する方法という異なる考え方があり得る。
- ・産業連関表では、実際の取引額の大きさを読み取ることができるという長所などから、「流通段階での販売・購入価格をそのまま表示する方法（税込み表）」を採用しており、取引額には、納税段階の計算では控除される額も含めて計上している。

## 6. 域内生産額

### (1) 域内生産額（コントロール・トータルズ）

- ・部門別の市内生産額は、産業連関表の推計作業を行うに当たり、まず初めに推計する計数であり、基本的には当該産業の生産高（商品の生産高やサービスの売上高）をもって計測する。
- ・投入額及び産出額は、この域内生産額を確定させた上で、その内訳として推計する。このため、域内生産額に誤りがあると自部門の投入額及び産出額の推計をやり直す必要が生じるだけでなく、他部門の投入額及び産出額にまで影響し、産業連関表全体の精度が左右される。このように、域内生産額は、産業連関表の行部門及び列部門両面の「制御値」として極めて重要なものであり、このような位置付けから、コントロール・トータルズ（control totals）、略して“CT”と呼ばれることが多い。

### (2) 域内概念

- ・産業連関表の記録対象は、一定期間内（令和2年1月～12月）に生産された中間生産物も含むすべての財・サービスであり、その範囲は、いわゆる「域内概念」によって規定される。
- ・さいたま市産業連関表の把握対象は、さいたま市の「行政区域内」において行なわれた生産活動及び取引に限定される。そして、これら生産活動及び取引は、それを行った事業所を単位として測定されることが一般的である。例えば、他市や外国に本店のある企業の市内工場の生産活動は含まれるが、市内に本店のある企業が他市や外国の工場で行なった生産活動は除かれる。

### (3) 域内生産額の価格評価

- ・「生産者価格評価表」における域内生産額の価格は、上述したように「実際価格」に基づく「生産者価格」で評価され、投入・産出額もこの価格に基づいている。なお、消費税は価格評価に含める。

### (4) 域内生産額の推計概要

- ・域内生産額の推計にあたっては、総務省の指導要綱「地域産業連関表作成基本マニュアル」に準拠して行い、また、各品目の生産額の内容・定義・範囲については、「全国産業連関表」に基づいている。

## 7. 内生部門と最終需要部門の取引の計上方法

### (1) 内生部門

- 取引基本表の内生部門に示されている各セルの数値は、基本的に各部門間で行われた商品の取引額を表している。
- ただし、この取引額とは、厳密には、取引基本表の対象年に支払われた購入額がそのまま計上されるわけではなく、対象年に行われた生産活動で必要とされた「消費額」を意味している。

### (2) 資本財の取引

- 生産活動に使用される、いわゆる「資本財（原則として、耐用年数が1年以上で購入者価格の単価が10万円以上のもの）」については、下表の①～④に掲げる場合を除き、どの部門が購入した場合でも、内生部門の取引額としては計上せず、全て最終需要部門の「市内総固定資本形成」に計上する。

#### 【内生部門に計上する資本財の取引】

①機械組込	他の機械に組み込まれることで、新たな別の機械の一部になることをいう。
②建設迂回	建設活動に伴い、例えば、エレベータやボイラなどの資本財がビルの一部となることで、建設業の活動を迂回して（すなわち、建設業者がこれらの資本財を原材料として中間投入して）資本形成されることをいう。
③土木迂回	橋梁や水門のように資本財ではあるが、施工のために土木工事が必要で、工事費の内訳として扱われる場合をいう。
④造船迂回	造船を行う際に、ボイラや通信機械などの資本財が船舶に組み込まれる場合をいう。

- なお、各列部門の減価償却費（固定資産の使用に伴うその年の減耗分）については、粗付加価値部門の「資本減耗引当」の欄に計上する。

### (3) 在庫

- 在庫は1年間の変動分を「在庫純増」に関する部門で計上する。つまり、対象年次の年末（例えば令和2年末）の在庫から対象年次の前年末（例えば令和元年）の在庫を差し引いた変動分を計上する。
- 在庫は、「生産者製品在庫純増」、「半製品・仕掛品在庫純増」、「流通在庫純増」、「原材料在庫純増」に分けて記述する。

- ・「流通在庫純増」、「原材料在庫純増」については、商品を仕入れた商業部門、あるいはその原材料を購入した行部門との交点に計上するのではなく、その商品が本来属する行部門（販売又は出荷前の部門）との交点に計上する。
- ・輸入された商品が在庫となるのは、「流通在庫純増」と「原材料在庫純増」のみである。

## 8. 域外交易の扱い

### (1) 輸出及び輸入の計上方法と価格評価

#### ① 普通貿易の輸出品

- ・「普通貿易」（貿易統計に計上される財を対象とする部門）の輸出品は、生産者価格評価表にあっては、国内向けの財と同様に、生産した工場から出荷する段階の生産者価格で評価する。輸出として計上されるのは、域内生産品のみで、域外生産品が当該地域を経由して輸出されるものは含まない。
- ・推計資料として用いている「貿易統計」は、普通貿易の輸出品が FOB (Free on Board) 価格で表示されているため、FOB 価格から、別途、工場から空港・港湾に至るまでに要した商業マージン及び国内貨物運賃を差し引いた価格で評価する。

#### ② 普通貿易の輸入品

- ・「普通貿易」の輸入品は、国際貨物運賃及び保険料が含まれた CIF (cost insurance and freight) 価格で評価する。輸出同様に、輸入として計上されるのは、当該地域で最終的に需要されるもののみで、当該地域を経由するだけのものは含まない。
- ・なお、取引基本表の各マス目の取引額には、輸入品そのものの額だけでなく、これら輸入品に係る関税及び輸入品商品税が含まれる。

#### ③ 特殊貿易及び直接購入の輸出入

- ・「特殊貿易」及び「直接購入」の輸出入、すなわちサービスの輸出入や、海外旅行者の消費など普通貿易に計上されない財の取引額については、国際収支統計等から推計する。

### (2) 移出と移入の計上方法と価格評価

- ・「移出」は、地域内で生産された商品の地域外への販売を表す。したがって、移出に計上されるのは地域内生産品のみで、地域外生産品が地域内を経由して再び地域外へ出ていく、いわゆる「再移出」は、概念上は計上しない。
- ・「移入」は、地域外で生産された商品の地域内での消費を表す。移出に関して「再移出」を計上しないことと同様、移入についても再移出を前提とする移入は計上しない。
- ・移出入は、基本的には国内で生産された財・サービスの地域間取引を表すので、その価格評価は域内生産額と同じとなる。

## 9. 特殊扱いする部門

産業連関表の各部門の中には、SNAの概念に基づき、あるいは、産業連関分析や表作成上の便宜から、特殊な取扱いをしている部門がある。

### ① 商業部門及び運輸部門

- ・産業連関表（生産者価格評価表）では、商業部門及び運輸部門を経由することなく、部門間で直接取引が行われたかのように記述し、その上で、商業マージン及び国内貨物運賃を需要者の経費として一括計上する。
- ・具体的には、取引の過程で付加された商業マージン及び国内貨物運賃を、購入者側の列部門と商業及び運輸の行部門との交点に一括計上する。

### ② コスト商業とコスト運輸

- ・上記①のような通常の流通経費とは別に、生産活動を行う上での直接的な経費として扱われる商業活動及び運輸活動も存在する。これらの経費を「コスト商業」及び「コスト運賃」と呼び、各列部門の生産活動に要したコストとして、それぞれ〔行〕商業部門及び〔行〕運輸部門との交点に計上する。
- ・「コスト商業」とは、商社代理店取扱手数料や中古品の取引マージンである。例えば、中古品の取引については、中古品自体が作成対象年次の生産物でないことから、記録の対象とはならないが、中古品の取引に伴う商業活動は当該年次の活動であるため、その取引マージンのみを計上する。
- ・「コスト運賃」とは、生産工程の一環として行われる輸送活動（つまり、生産した後の流通段階ではなく、生産段階における輸送活動）に伴う経費と、引越荷物、旅行手荷物、郵便物、中古品、霊きゅう、廃棄物・廃土砂などに係る輸送費用である。

### ③ 屑・副産物

- ・屑・副産物の処理は、原則として「マイナス投入方式（ストーン方式）」とする。この方式は、副産物が発生した列部門にマイナス計上する一方、当該副産物を投入した列部門に同額をプラス計上し、差し引き0とする方式である。

#### 【マイナス投入方式（ストーン方式）の例】

例えば、「石油化学部門が主産物として合成樹脂原料を100単位、副産物としてLPGを10単位生産し、合成樹脂原料を合成樹脂部門に、LPGを家計にそれぞれ販売している場合」の処理は、次のとおりである。

石油化学部門（列）は副産物として発生したLPG（10）をLPG部門からマイナス投入（つまり販売）したこととし、LPG部門から家計にLPG（10）を産出する方式である。LPG部門（行）からみれば、副産物の発生部門（列）にマイナス、消費部門（列）にプラスが計上され、副産物であるLPGの生産は相殺されてゼロになる。（次図参照）

### マイナス投入方式（ストーン方式）

	石油化学	合成樹脂	LPG	家計消費	生産額
石油化学	.....	100	.....	.....	100
LPG	.....	△ 10	.....	10	(0)
生産額	.....	100	(0)		

#### 【再生資源回収・加工処理部門の扱い】

- ・「再生資源回収・加工処理」は、その活動に係る経費のみを計上することとし、経費は屑・副産物に附随して産出されることとする。
- ・前図と同様であるが、例えば、石油化学部門（列）は副産物として発生したLPG（10）をLPG部門からマイナス投入（つまり販売）したこととし、LPG部門から家計にLPG（10）を産出する。LPG部門（行）からみれば、副産物の発生部門（列）にマイナス、消費部門（列）にプラスが計上され、副産物であるLPGの生産は相殺されてゼロになる。一方、「再生資源回収・加工処理部門」部門には、LPGの回収経費等を計上し、LPGの需要先である家計消費部門へ産出する。（次図参照）
- ・つまり、マイナス投入方式によりつつ、この方式に、回収・加工経費を別の部門として追加した形になっている。

#### 再生資源・加工処理部門に係る表章方法

	石油化学	合成樹脂	LPG	再生資源	家計消費	生産額
石油化学	.....	100	.....	.....	.....	100
LPG	.....	△ 10	.....	.....	10	(0)
再生資源 (回収加工経費)	.....	.....	.....	5	8	(8)
雇用者報酬	.....	.....	.....	3	.....	.....
生産額	.....	100	(0)	(8)		

#### ④ 帰属計算部門

- ・「帰属計算」とは、具体的な取引は行われていないものの、実質的な効用が発生し、受益者が存在している場合、又は、生産活動や取引の大きさを直接計測できない場合に、類似の商品に係る市場価格で評価する等の方法により記録することをいう。帰属計算では、その効用を発生させている部門の生産額として計上し、産出先は、その効用を受けている部門として処理する。
- ・具体的には、下表に示したように、「金融仲介サービス」、「生命保険及び損害保険」、「持家等に係る住宅賃貸料（帰属家賃）」について、帰属計算を行う。<sup>6</sup>

##### ○金融仲介サービス

金融部門の「預貯金の管理、受付及び融資業務」に伴ういわゆる「利ざや」について、金融部門が資金の貸手と借手との取引をつなぐための仲介サービスをしていると考え、それに伴う付加価値を帰属計算する。

##### ○生命保険及び損害保険

生命保険及び損害保険の部門は、

（受取保険料 + 資産運用益） - （支払保険金 + 準備金純増）

で計算される帰属保険サービスを生産しているものとして扱う。

産出先は、生命保険については、全額が「家計消費支出」への産出であり、損害保険については、「家計消費支出」のほか、内生部門に対しても産出する。

##### ○持家等に係る住宅賃貸料（帰属家賃）

実際には家賃の支払を伴わない持家住宅や給与住宅についても、居住者が住宅サービスを享受している点において、賃貸住宅と同様の効用が発生していると考えられるので、家賃を支払って借りて住んでいるものと見なし、原則として全額（帰属家賃）を家計に計上する。

<sup>6</sup> 平成 17 年表までは、金融部門（預貯金の管理、受付及び融資業務）についても、帰属計算（「帰属利子」方式）を行ってきたが、平成 23 年表からは、93SNA で提唱された概念である「FISIM」（間接的に計測される金融仲介サービス）が新たに採用された。

なお、FISIM では、生産額を次のように計算する。

〔生産額 = 借り手側 FISIM + 貸し手側 FISIM〕

借り手側 FISIM = 貸出残高総額 × ( 運用利子率 - 参照利子率 )

貸し手側 FISIM = 預金残高総額 × ( 参照利子率 - 調達利子率 )

運用利子率 = 貸出金受取利息総額 / 貸出残高総額

調達利子率 = 預金支払利息総額 / 預金残高総額

参照利子率 = 参照利子率算出用利息総額 / 参照利子率算出用残高総額

#### ⑤ 仮設部門

- ・産業連関表の内生部門の各部門は、アクティビティ（又は商品）に基づき設定されるが、その中には、独立した1つの産業部門とは考えられないものがいくつか含まれている。これらは、産業連関表を作成する上での便宜や利用目的を考慮して設けられたものであり、「仮設部門」として表章される。
- ・部門分類の一覧表では、基本分類の分類コードの末尾に「P」という識別符号を付すことで、他の基本分類と区別している。
- ・具体的には、「事務用品」、「自家輸送（旅客自動車）」、「自家輸送（貨物自動車）」、「古紙」、「鉄屑」、「非鉄金属屑」といった部門である。
- ・仮設部門は、「仮設」という性格上、独立して付加価値を発生させる部門ではないことから、計数は内生部門のみに計上し、粗付加価値額は計上しない。

#### ⑥ 使用者主義と所有者主義

- ・物品賃貸業が扱う生産設備に係る経常費用等の取扱については、「使用者主義」と「所有者主義」の2つの考え方があるが、産業連関表では「所有者主義」で推計する。

##### 【使用者主義】

「使用者主義」は、所有者が誰であるのか、経費を直接負担したのが誰であるのかにかかわらず、その生産設備等を使用した部門に経費等を計上するという考え方である。この場合、賃貸業者から賃借を受けた生産設備については、賃借料に相当する維持補修費、減価償却費及び純賃借料（粗賃借料から維持補修費及び減価償却費を控除したもの）を、使用者が該当する部門の経費又は営業余剰（純賃借料部分）として計上する。したがって、賃貸部門は部門として成り立たないが、生産と生産のために使用される資本が一体として処理できるとともに、投入係数の安定性も増すという利点がある

##### 【所有者主義】

「所有者主義」は、その生産設備を所有する部門に経費等を計上するという考え方であり、物品賃貸を行う部門を設ける必要がある。この場合、物品賃貸料収入の総額が物品賃貸を行う部門の生産額となる一方、使用者（借り手）が該当する列部門では、物品賃貸料（支払）に相当する金額を、物品賃貸を行う部門からの中間投入として計上する。

⑦ 非市場生産者の活動

- ・政府及び独立行政法人等が行う活動は、「生産活動主体分類」によって、(a)非市場生産者（一般政府）、(b)非市場生産者（対家計民間非営利団体）、(c)市場生産者に大別されるが、(a)及び(b)については、コスト構造や活動資金の源泉といった面で、一般の産業と大きく異なっているため、特殊な扱いを行う。具体的には下表に示したとおりである。

- i 「一般政府」のうちの「準公務」（政府研究機関及び地方政府研究機関を除く。）、  
「社会保障基金」及び「対家計民間非営利団体（研究機関を除く。）」
  - ・域内生産額は、経費の積上げをもって計測し、営業余剰は計上しない。
  - ・産出先は、当該部門のサービス活動に対して産業又は家計から支払われた料金相当額をその負担部門（つまり、料金を支払った産業又は家計）に計上し、残りの額のほとんどが、当該部門の「中央政府個別的消費支出」、「地方政府個別的消費支出」又は「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。
- ii 「一般政府」のうちの「準公務」（政府研究機関及び地方政府研究機関）  
及び「対家計民間非営利団体（研究機関）」
  - ・域内生産額は、経費の積上げをもって計測し、営業余剰は計上しない。
  - ・産出先は、研究開発に係る支出は、「域内総固定資本形成（公的）」、「域内総固定資本形成（民間）」に計上し、残りの額を、当該部門の「中央政府集合的消費支出」、「地方政府集合的消費支出」又は「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。
- iii 「一般政府」のうちの「公務」
  - ・域内生産額は、経費の積上げをもって計測し、営業余剰は計上しない。
  - ・産出先は、ほとんどが「中央政府集合的消費支出」又は「地方政府集合的消費支出」となる。
- iv 「市場生産者」のうちの「公的活動」
  - ・生産活動主体分類上、民間活動と同じ「市場生産者」に該当するものであることから、その計数の取扱いにおいては、民間活動と同一に扱う。ただし、公的活動の行った固定資本形成は「国内総固定資本形成（公的）」に計上する。
- v 建設に関する活動の取扱い
  - ・建設に関する一般政府の活動及び産業の公的活動については、計画及び管理等の活動のみを対象として当該機関の格付けを行う。

## 10. 令和2年（2020年）産業連関表における部門分類の設定等に関する主な変更点の概要

### （1）変更事項

関係部門		区 分	変更の概要
コード等	部門名		
0131-01	野菜	基本分類の統合	推計に用いている統計の区分に合わせて、平成27年表の「野菜（露地）」と「野菜（施設）」を「野菜」に統合する。
0151-01	育林	内容変更	国民経済計算との整合を図るため、平成27年表において本部門に格付けられていた国有林野事業は「公務(中央)★★」に、地方自治体が行う造林事業は「公務(地方)★★」に統合する。ただし、国有林及び公有林に係る国内生産額は平成27年表と同様に本部門に計上する。また、育林の成長増加の推計範囲について、平成27年表の全森林から天然生林を控除した範囲に変更する。
0152-01	素材	内容変更	国民経済計算との整合を図るため、平成27年表において本部門に格付けられていた国有林野事業は「公務(中央)★★」に、地方自治体が行う造林事業は「公務(地方)★★」に統合する。ただし、国有林及び公有林に係る国内生産額は平成27年表と同様に本部門に計上する。
0621	砂利・採石	小分類の内容及び名称変更	平成27年表の「砂利・碎石」に含まれていた「碎石」を「その他の窯業・土石製品」に統合したことに伴い、名称を「砂利・採石」に変更する。
1111-011	食肉	基本分類の変更	国民経済計算との整合を図るため、平成27年表の「食肉」に含まれていたと畜場の活動について、新設する「と畜場（公営）★★」及び「と畜場」に分割する。
2599-099	その他の窯業・土石製品	基本分類の統合	平成27年表の「碎石」については、推計に利用していた碎石等統計年報（碎石等動態統計調査）が中止となったこと及び生産物分類において碎石は製造業の生産物とされたことから、行及び列部門を「その他の窯業・土石製品」に統合する。

関係部門		区 分	変更の概要
コード等	部門名		
3511-011	乗用車（ハイブリッド車）	基本分類の分割	ハイブリッド車単独での推計が一定程度可能となった状況を踏まえ、平成27年表の「乗用車」から行・列部門ともに「乗用車（ハイブリッド車）」及び「乗用車（ハイブリッド車を除く。）」に分割する。
3511-021	乗用車（ハイブリッド車を除く。）		
4611-001	電気	基本分類の統合・再編	自家発電の取り扱いが変更になったことから、平成27年表の行部門「事業用電力」と「自家発電」を統合し、「電気」とすることに加え、列部門「事業用火力発電」、「事業用発電（火力発電を除く。）」及び「自家発電」を発電の種別により「電気（火力（バイオマス・廃棄物を含む。）」、「電気（原子力）」及び「電気（水力、地熱、太陽光、風力等）」に再編する。
4611-01	電気（火力（バイオマス・廃棄物を含む。）」		
4611-02	電気（原子力）		
4611-03	電気（水力、地熱、太陽光、風力等）		
5911-01	固定電気通信	内容変更	生産物分類を反映し、平成27年表において「インターネット附随サービス」に含まれていたサーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスの活動は「固定電気通信」に統合する。
5941-01	インターネット附随サービス		
6111-01	公務（中央） ★★	基本分類の統合・名称変更	平成27年表において「育林」及び「素材」に含まれていた国有林野事業は本部門に統合する。
6112-01	公務（地方） ★★		平成27年表において「育林」及び「素材」に含まれていた地方自治体が行う造林事業は本部門に統合する
6411-01	医療（病院）	基本分類の再編	実測可能性のある部門分類を設定するため、平成27年表の「医療（入院診療）」及び「医療（入院外診療）」を「医療（病院）」及び「医療（一般診療所）」に再編する。
6411-02	医療（一般診療所）		

関係部門		区 分	変更の概要
コード等	部門名		
6699-06	と畜場(公営) ★★	基本分類の 分割	国民経済計算との整合を図るため、平成27年表において「食肉」に含まれていたと畜場のうち地方公営企業が行う活動を分割し、本部門を新設する。
6699-07	と畜場	基本分類の 分割	国民経済計算との整合を図るため、平成27年表において「食肉」に含まれていたと畜場のうち地方公営企業以外が行う活動を分割し、本部門を新設する。
6731-01	洗濯業	内容変更	生産物分類を反映し、平成27年表で「その他の洗濯・理容・美容・浴場業」に含まれていた日本標準産業分類「7891洗張・染物業」を「洗濯業」に統合する。
6731-09	その他の洗濯・理容・美容・浴場業		
6741-03	競輪・競馬等の競走場・競技団	内容変更	生産物分類を反映し、平成27年表において「その他の娯楽」に含まれていた日本標準産業分類「8096娯楽に付随するサービス業」のうち場外券売場の活動を本部門に統合する。
6741-05	遊戯場・その他の娯楽	基本分類の 統合・名称 変更	平成27年表の「遊戯場」及び「その他の娯楽」を「遊戯場・その他の娯楽」に統合する。また、平成27年表において「その他の娯楽」に含まれていた日本標準産業分類「8096娯楽に付随するサービス業」のうち場外券売場の活動を「競輪・競馬等の競走場・競技団」に統合する
6751-01	獣医業	基本分類の 移動	日本標準産業分類との整合性を踏まえ、13部門分類を平成27年表の「農林漁業」から「サービス」に移動する。なお、主たる産出先が一般消費者向けである状況を踏まえ、統合大分類を「対個人サービス」に位置付ける。
6799-04	各種修理業 (別掲を除く。)	内容変更	生産物分類を反映し、平成27年表において「その他の対個人サービス」に含まれていた日本標準産業分類「793衣服裁縫修理業」を「各種修理業(別掲を除く。)」に統合する。
6799-09	その他の対個人サービス		

関係部門		区 分	変更の概要
コード等	部門名		
8011-01	輸出（普通貿易）	内容変更	平成27年表において、輸出品の国内流通に係る消費税は本部門と各行部門との交点に計上し、「卸売」との交点にマイナス計上していたが、各行部門の国内生産額から控除することとし、本部門には計上しない。

<財分野の複数行部門における統合>

統合後の部門		部門統合の内容
コード	部門名	
0111-021	麦類	「小麦」と「大麦」を「麦類」に統合
0112-011	いも類	「かんしょ」と「ばれいしょ」を「いも類」に統合
0112-021	豆類	「コーヒー豆・カカオ豆（輸入）」と「その他の飲料用作物」を「飲料用作物」に統合
0115-021	飲料用作物	「コーヒー豆・カカオ豆（輸入）」と「その他の飲料用作物」を「飲料用作物」に統合
0115-099	その他の食用耕種作物	「雑穀」と「他に分類されない食用耕種作物」を「その他の食用耕種作物」に統合
1111-011	食肉	「牛肉」、「豚肉」、「鶏肉」、「その他の食肉」及び「と畜副産物（肉鶏処理副産物を含む。）」を「食肉」に統合
1111-021	酪農品	「飲用牛乳」と「乳製品」を「酪農品」に統合
1113-011	精穀	「精米」と「その他の精穀」を「精穀」に統合
1113-021	精粉	「小麦粉」と「その他の製粉」を「精粉」に統合
1116-011	砂糖	「精製糖」と「その他の砂糖・副産物」を「砂糖」に統合
1519-099	その他の繊維工業製品	「綱・網」と「他に分類されない繊維工業製品」を「その他の繊維工業製品」に統合
1529-099	その他の繊維既製品	「繊維製衛生材料」と「他に分類されない繊維既製品」を「その他の繊維既製品」に統合
1619-099	その他の木製品	「建設用木製品」と「他に分類されない木製品」を「その他の木製品」に統合
2021-011	ソーダ工業製品	「ソーダ灰」、「か性ソーダ」、「液体塩素」及び「その他のソーダ工業製品」を「ソーダ工業製品」に統合
2029-011	無機顔料	「酸化チタン」、「カーボンブラック」及び「その他の無機顔料」を「無機顔料」に統合
2031-011	石油化学基礎製品	「エチレン」、「プロピレン」及び「その他の石油化学基礎製品」を「石油化学基礎製品」に統合

統合後の部門		部門統合の内容
コード	部門名	
2031-021	石油化学系芳香族製品	「純ベンゼン」、「純トルエン」、「キシレン」及び「その他の石油化学系芳香族製品」を「石油化学系芳香族製品」に統合
2041-011	脂肪族中間物	「合成オクタノール・ブタノール」、「酢酸」、「二塩化エチレン」、「アクリロニトリル」、「エチレングリコール」、「酢酸ビニルモノマー」及び「その他の脂肪族中間物」を「脂肪族中間物」に統合
2041-021	環式中間物・合成染料・有機顔料	「合成染料・有機顔料」、「スチレンモノマー」、「合成石炭酸」、「テレフタル酸・ジメチルテレフタレート」、「カプロラクタム」及び「その他の環式中間物」を「環式中間物・合成染料・有機顔料」に統合
2051-021	熱可塑性樹脂	「ポリエチレン（低密度）」、「ポリエチレン（高密度）」、「ポリスチレン」、「ポリプロピレン」及び「塩化ビニル樹脂」を「熱可塑性樹脂」に統合
2061-011	化学繊維	「レーヨン・アセテート」と「合成繊維」を「化学繊維」に統合
2312-011	なめし革・革製品・毛皮（革製履物を除く。）	「製革・毛皮」及び「かばん・袋物・その他の革製品」を「なめし革・革製品・毛皮（革製履物を除く。）」に統合
2511-011	板ガラス・安全ガラス	「板ガラス」と「安全ガラス・複層ガラス」を「板ガラス・安全ガラス」に統合
2621-011	熱間圧延鋼材	「普通鋼形鋼」、「普通鋼鋼板」、「普通鋼鋼帯」、「普通鋼小棒」、「その他の普通鋼熱間圧延鋼材」及び「特殊鋼熱間圧延鋼材」を「熱間圧延鋼材」に統合
2622-011	鋼管	「普通鋼鋼管」と「特殊鋼鋼管」を「鋼管」に統合
2623-011	冷間仕上鋼材	「普通鋼冷間仕上鋼材」と「特殊鋼冷間仕上鋼材」を「冷間仕上鋼材」に統合
2631-011	鋳鍛鋼	「鍛鋼」と「鋳鋼」を「鋳鍛鋼」に統合
2631-031	鋳鉄品・鍛工品（鉄）	「鋳鉄品」と「鍛工品（鉄）」を「鋳鉄品・鍛工品（鉄）」に統合
2899-099	その他の金属製品	「金属プレス製品」、「金属線製品」及び「他に分類されない金属製品」を「その他の金属製品」に統合
2919-099	その他のはん用機械	「動力伝導装置」と「他に分類されないはん用機械」を「その他のはん用機械」に統合

統合後の部門		部門統合の内容
コード	部門名	
3014-011	生活関連産業用機械	「食品機械・同装置」、「木材加工機械」、「パルプ装置・製紙機械」、「印刷・製本・紙工機械」及び「包装・荷造機械」を「生活関連産業用機械」に統合
3015-021	鑄造装置・プラスチック加工機械	「鑄造装置」と「プラスチック加工機械」を「鑄造装置・プラスチック加工機械」に統合
3112-011	サービス用・娯楽用機器	「自動販売機」、「娯楽用機器」及び「その他のサービス用機器」を「サービス用・娯楽用機器」に統合
3599-099	その他の輸送機械	「産業用運搬車両」と「他に分類されない輸送機械」を「その他の輸送機械」に統合

(2) 検討した結果、令和2年表には取り入れないこととしたもの

事項	検討の要旨
再生可能エネルギー関係	「再生可能エネルギー」とは、「太陽光」、「風力」、「水力」、「地熱」及び、「バイオマス」などを利用したものであり、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）により、その利用が促進されている。経済産業省において、平成25年延長産業連関表における再生可能エネルギー部門の試算を行ったところ、試算結果等からいえることは部門の分割を行うためには推計上の課題が多く、また統計資料上の制約もあり、取引基本表に再生可能エネルギー部門を創設することは見送ることとした。